

第5号様式

届出年月日を必ず記入（2週間以内に届出必要）

一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届

事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、建築士法第23条の5第1項・2項の規定により届け出ます。

平成29年 4月 1日

届出者
(開設者の氏名(開設者が法人である場合は名

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 次郎

代表社印

三重県知事
三重県指定事務所登録
一般社団法人三重県建築

建築士事務所登録者と同じ内容(開設者が変更になる場合は新しく就任する開設者)を記入し、押印してください。

◎法人：法務局に登録されている代表取締役印を押印

◎個人：氏名を自署で記載する場合には、押印を省略できます。

【注意事項】

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 届出者欄について、開設者が個人であって開設者氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。
- 4 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

建築士事務所	開設者の氏名又は名称	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 太郎	建築士事務所欄については変更前の事項を記入してください。
	建築士事務所の名称	〇〇株式会社一級建築士事務所	
	建築士事務所の所在地	三重県津市広明町**番地	有効期間内である建築士事務所登録申請書副本に記載されている「登録年月日」の日付を記載。(現登録年月日の記載は不要)
	一級・二級又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	
	登録年月日	平成27年 6月 25日	
	登録番号	1-〇〇〇〇	

項目		変更前	変更後	変更年月日	
変更事項	建築士事務所の名称 (ふりがな)				
	建築士事務所の所在地	〒 電話番号	電話番号		
	開設者の氏名又は名称 (ふりがな)	〇〇株式会社 〇〇 太郎 (まるまる たろう)	〇〇株式会社 〇〇 次郎 (まるまる じろう)	H29.3.20	
	法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1「役員名簿」のとおり		H29.3.20	
	事業年度(決算月日)	月 日	月 日		
	管理建築士	氏名 (ふりがな)	〇〇 太郎 (まるまる たろう)	〇〇 次郎 (まるまる じろう)	H29.3.25
		登録番号	*****	*****	
		一級・二級・木造の別	一級	一級	
		登録を受けた都道府県名 (二級・木造の場合)			
	管理建築士講習を修了した年月日及び修了証番号		平成 26年 4月 1日 第 ***** 号		
所属建築士	別添2「所属建築士変更事項」のとおり				

【作成担当者】

部署：庶務
氏名：□□ 花代
TEL：059-***-***
FAX：059-***-***#

※指定事務所登録機関 管理欄(記入不可)

【別添1】

役員名簿

【記入注意】

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

変更前		変更後		
ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	役名	生年月日
まるまる じろう 〇〇 太郎	代表取締役	まるまる じろう 〇〇 次郎	代表取締役	明治・大正・昭和・平成 35年7月7日
しかく じろう □□ 太郎	取締役	しかく じろう □□ 太郎	取締役	明治・大正・昭和・平成 25年8月8日
まるまる じろう 〇〇 次郎	取締役	まるまる はなこ 〇〇 花子	取締役	明治・大正・昭和・平成 30年9月9日
さんかく じろう △△ 二郎	監査役	さんかく きぶろう △△ 三郎	監査役	明治・大正・昭和・平成 55年10月10日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日

代表取締役、その他の役員全員の氏名（ふりがな）、役職名、生年月日（監査役設置会社は監査役も記入）を商業登記のとおりに入力してください。

(備考) 別紙 有
無

【別添2】

所属建築士変更事項

[記入注意]

- この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録されたすべての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属が外れた日を記入してください。また、登録内容に変更があった建築士については、行内に新しい登録内容を見え消しで記入し、所属が外れた日欄に変更が生じた年月日を括弧書きで記入してください。

○ 新たに所属建築士となった者

ふりがな氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合に於ては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日
まるまる しろう 〇〇 四郎	一級建築士	*****				H29.3.20
さんかく きぶろう △△ 三郎	二級建築士	****	三重県			H29.3.20

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

ふりがな氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合に於ては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日
まるまる じろう 〇〇 次郎	一級建築士	*****				
まるまる たらう 〇〇 太郎	一級建築士	*****				H29.3.31 (削除)
あつと ひでよ @@ 英世	二級建築士	****	三重県			(H29.3.25) (変更)
さんかく ひでよ △△ 英世						
まるまる きくらこ ◎◎ 桜子	木造建築士	****	三重県			

すべての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士については、所属が外れた日を記入してください。また、登録内容に変更があった建築士については、行内に新しい登録内容を見え消しで記入し、所属が外れた日欄に変更が生じた年月日を括弧書きで記入してください

(備考)

別紙

有

無

	変更前	変更後
計	一級建築士 2名 二級建築士 1名 木造建築士 1名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名	一級建築士 2名 二級建築士 2名 木造建築士 1名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名

開設者が管理建築士を兼ねる場合は両方に○で囲んでください。この場合、次頁の管理建築士の略歴書は不要です。
 開設者と管理建築士が異なる場合はそれぞれ作成してください。

略 歴 書 (開設者・管理建築士)

(記入注意)

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。法人の代表者の場合でも個人印を押印ください。

氏 名	〇〇 次郎 (印)		生年月日	昭和35年 7月 7日
住 所	〒514-**** 三重県津市桜橋3丁目****		二級・木造建築士の方のみ、免許登録した都道府県名を記入ください。	
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	登 録 番 号	*****	登録を受けた都道府県名 (二級・木造建築士の場合)
	二級建築士 <input type="checkbox"/>			
	木造建築士 <input type="checkbox"/>			
	な し <input type="checkbox"/>			
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別	
	昭和58年 3月25日	三重大学工学部建築学科	卒業	
	学科名まで記入ください。	免許証の登録番号を記入		
	記入例を参考に、学校を卒業してから登録申請日までの職歴を、最近のものから順次、もれのないように全て記入ください。 *管理建築士である場合は、下線部分を追記ください。			
職 歴	期 間	勤 務 先	地 位・職 名	
	年月～年月			
	平成27年6月～現在	〇〇株式会社 〇〇株式会社一級建築士事務所	代表取締役 管理建築士	
	平成14年1月～平成27年5月	〇〇株式会社	取締役 (一級建築士)	
	平成5年4月～平成13年12月	〇〇株式会社	設計部設計部長 (一級建築士)	
	昭和58年4月～平成5年3月	□□ハウス株式会社	工事部工事課 技師 (二級建築士)	

誓 約 書

私は〇〇株式会社一級建築士事務所の管理建築士として
専任することを誓約いたします。

必ず記入してください。

平成 29年 4月 1日

氏名（管理建築士）は楷書で署名
（ゴム印不可）してください。


氏 名 〇〇 次郎
(署 名)

三重県知事
三重県指定事務所登録機関
一般社団法人 三重県建築士事務所協会 会長 あて

誓 約 書

開設者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び開設者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 29年 4月 1日

開設者の氏名又は名称 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 次郎 
(署)

三 重 県 知 事

三重県指定事務所登録機関

一般社団法人三重県建築士事務所協会 会長 あ

記
◎法人の場合
法人の名称、代表取締役の氏名を記入し、法務局に登録されている代表取締役印を押印してください。
◎個人の場合
氏名を楷書で記入し、個人印を押してください。（氏名を自署で記載する場合は、押印を省略できます。）

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9号において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

（記入注意）

- 1 開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

建築士事務所開設者の注意事項

1 標識の掲示（法第24条の5）第7号様式

名 称	
登 録	一級・二級・木造 建築士事務所 三重県知事登録第 号
開設者	氏 名
管理建築士	一級・二級・木造 建築士 氏 名
登録の有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

※ 登録後、左記の標識を公衆の見易い場所に掲げること

※ 標識の大きさは縦 25cm 以上、横 40cm 以上の大き
で作成してください

2 更新登録申請（法第23条第3項）

登録の有効期間の満了後、引き続き建築士事務所を営もうとする者は、5年間の有効期間満了日の30日前までに更新の登録申請書を提出しなければなりません。

事項	添付書類	申請書 (正・副) 添付書類	定款(写し) 及び登記事 項証明書	管理建築士及 び所属建築士 の免許証(写)	法定の管理 建築士講習 修了証(写)	法定の定期講 習修了証(写)	知識・技能の維持向上の ための講習修了証(写し) 又は研修計画書	登録 カード	建築士事務 所業務状況 申告書
		更新	個人	○		○	○	○	○
登録	法人	○	○	○	○	○	○	○	○

<注意事項>登録手数料として一級 17,000 円、二級・木造 12,000 円を現金又は振込にて納付して下さい。

3 変更届の提出（法第23条の5）

建築士事務所の開設者は、次の事項に変更があったときには、2週間以内にその旨を届け出なければなりません。

変更事項	添付書類	変更 届第5 号様 式	役員 名簿 【別 添1】	所 属 建 築 士 変 更 事 項 【 別 添 2】	登 記 事 項 証 明 書 (履 歴 事 項 全 部 証 明 書) ※1 (原 本)	定 款 (写)	戸 籍 謄 本 (抄 本)	登録申請者		管理建築士		法定 の管 理建 築士 講習 修了 証 (写)	管理建 築士が 以前勤 めてい た会社 等の退 職証明 書第1 号様式	該当 建築士 の免許 証又は 免許証 明書 (写)	法定 定期講 習修了 証 (写し)	登録 カード 第3号 様式	
								略歴 書第6 号様 式	誓約 書第7 号様 式	略歴 書第6 号様 式	誓約 書第2 号様 式						
1	名称及び 所在地	個 法	○		○※2												○
2	商 号	法	○		○												
3	開設者氏名	個	○				○										
4	代表者	法	○	○	○			○	○								
5	役員	法	○	○	○				○	※3							
6	事業年度	法	○			○											
7	管理建築士	個 法	○	○							○	○	○	○	○	○	○
8	所属建築士	個 法	○	○										○	○	○	○

<注意事項> ※1 届出日時点において発行後三カ月以内のもの
 ※2 所在地の変更を伴わない事務所名称のみの変更の場合は添付不要。
 ※3 新たな役員の新任を伴わない退任のみの場合は添付不要。
 ※4 以下の一つに変更可
 (1) 雇用保険被保険者離職票の写し
 (2) 健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し(但し、国民健康保険者証は不可)
 (3) 確定申告の写し(自営の場合)
 (4) 所得証明書(自営の場合)
 ※5 定期講習を未受講の場合は、遅滞なく受講しなければなりません。
 ※6 現行の所属建築士から外れる変更の場合のみ添付不要。

<備 考> (1) 管理建築士の変更にあつては、**管理建築士が以前に勤めていた会社の退職証明書等**を添付すること。
 (2) 登記事項証明書は届出に係る変更の履歴が分かるものを添付すること。

4 廃業等の届出（法第23条の7）

建築士事務所が次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれの該当者は**30日以内**に届出なければなりません。(廃業届と登録申請書(副本)を添付すること。)

- ① 建築士事務所の開設者がその業務を廃止したときは、開設者であった者。
- ② 建築士事務所の開設者が死亡したときは、その相続人。
- ③ 建築士事務所の開設者について、破産手続開始の決定があつたときは、その破産管財人。
- ④ 法人が合併により解散したときは、その法人を代表する役員であった者。
- ⑤ 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人。
- ⑥ 登録区分の変更(個人⇄法人、一級建築士事務所⇄二級建築士事務所等)を行うときは、その開設者。

※ 上記の届出等については、**一般社団法人 三重県建築士事務所協会**に提出してください。